

参考資料4

○米沢市SDGs推進本部設置規程

令和3年6月14日

(設置)

第1条 本市におけるSDGsの推進を図るため、米沢市SDGs推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自治体としてSDGsの理念に基づく持続可能なまちづくりを進めるために必要な事務事業に関すること。
- (2) 米沢市SDGs 未来都市計画で定める事務事業の推進及び進捗管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、SDGsの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、会務を総括する。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は部長の職及び部長に相当する職にある者を充てる。
- 5 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部に付議する事案に関係のある職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、企画調整部政策企画課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。